



Title	水田土地利用の変化と規模拡大・縮小行動に関する一考察：1990年代の減反緩和、減反再強化局面において
Author(s)	芦田, 敏文
Citation	農業経営研究, 26, 179-193
Issue Date	2000-02
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/36550
Type	bulletin (article)
File Information	26_179-194.pdf



[Instructions for use](#)

水田土地利用の変化と

規模拡大・縮小行動に関する一考察

－1990年代の減反緩和、減反再強化局面において－

芦田 敏文

1. はじめに
2. 東川町の概要
3. 水田土地利用の変化と規模拡大・縮小行動
4. おわりに

1. はじめに

稲作を基幹とする農家の経営展開は、米の生産調整政策に大きな影響を受ける。転作が割り当てられることによって、農家は水田土地利用として米以外の作目の作付を考えなければならない。またこの転作割り当ては年々変化するため、農家はその都度水田土地利用の調整を余儀なくされる。基本的には米の作付をすることに一般化されていた水田土地利用方式が、生産調整の開始とともに、個々の農家の判断によって多様な展開をすることになったのである。この結果、個々の農家の意志決定の相違によって作目構成も多様化し、経営展開の方向も多様化する。この経営展開方向の多様化は個々の農家の拡大・縮小行動を規定し、地域における農地需給関係に大きな影響を与えたと考えられる。

本稿では、北海道上川支庁東川町を事例地域として、1990年代に行われた1992年からの減反緩和と1995年からの減反再強化の過程に分析期間を限定し、個別農家の生産調整への対応を明らかにし、その結果である水田土地利用の変化が、農家の規模拡大・縮小行動とどのような関係となって現れているかを明らかにすることを課題とする。

まず2.では、東川町の概要に触れ、1990年代における東川町全体の水田土地利用の変化と農地移動の特徴を概観する。3.では、個別農家レベルの転作対応の変化を確認した上で、それと調査農家の規模拡大・縮小行動との関係について

考察を行い、課題にこたえるものとする。

2. 東川町の概要

1) 東川町の地域農業の概要

事例地域である東川町は、上川中央部に位置し、きらら 397 の評価基準で特A地区に分類されている北海道有数の良質米生産地である。町の耕地総面積は 3,780ha（うち水田 3,160ha：1998 年）であり、水田率は 84% と高い。農家数は 599 戸であり、これから算出される 1 戸あたり平均耕地面積は 6.3ha である（1998 年）。

東川町は旭川市に隣接しており、兼業を可能とする条件に恵まれているといえる。専兼別農家数は、専業農家が 183 戸（31%）、第 1 種兼業農家が 246 戸（41%）第 2 種兼業農家が 170 戸（28%）となっており（註 1）、兼業農家の割合が高いことが指摘できよう。さらに農業従事者と後継ぎの有無についてみると、高齢化の進行と後継ぎ不在傾向が指摘されている（註 2）。すなわち、東川町の地域農業は、兼業深化・高齢化・後継ぎ不在によって労働力の脆弱化から担い手不在の状況に陥りつつあるのである。

次に、地域農業の作目構成をみるため、東川町農業の 1990 年代における東川町の農業粗生産額構成比の変化を図 1 に示した。粗生産額を米、畑作物（麦類、雑穀・豆類、工芸農作物）、野菜等の集約作物（野菜類、果実、花き・花木・種苗類）、畜産の 4 つに分類すると、近年 3 年（統計で取得可能な 1995～97 年）の平均では米が 58.2% と基幹作目となっており、次位として野菜等の集約作物が 37.2% を占め副次的な作目となっている。この 2 分類で東川町の農業粗生産額の 95% を超えており、畑作物・畜産はマイナーな存在となっている。

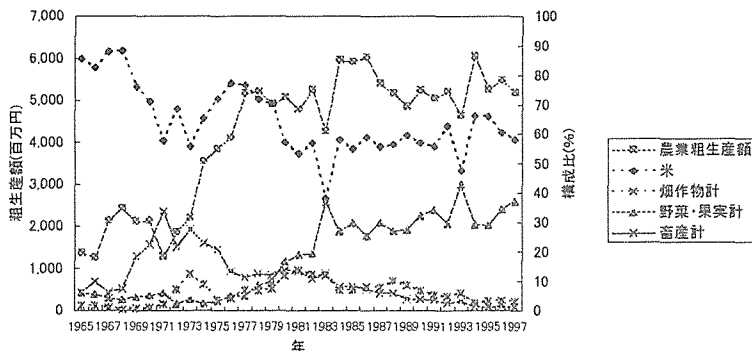


図1 東川町農業粗生産額とその構成比の推移

資料：「北海道農林水産統計年報」各年次版
註）野菜・果実計には花き・花木類も算入している。

生産調整開始以前の1960年代末には野菜の粗生産額構成比は5%以下にすぎず、米の粗生産額構成比は80%以上と現在と比較して非常に大きな割合を占めていた。しかし、生産調整が開始されて地域農業の作目構成比に変化が生じた。1970年前半は米の粗生産額の減少から一時的に畜産の粗生産額構成比が高まったが、1970年代末から野菜の粗生産額の構成比を大きく伸ばし、現在に至っている。

野菜を露地野菜と施設野菜に分けると、この間、露地野菜から施設野菜への転換があった。表1をみると施設野菜、露地野菜ともに、前述の粗生産額の伸びに対応して1975年から面積が増加している。しかし、1985年以降については施設野菜の面積は依然増加するものの、露地野菜の面積は漸減傾向となっている。農家数についても、施設野菜の農家数は1975年にほぼゼロに近かったが、1995年まで継続的に増加して東川町農家全体の35%にまで達しているのに対して、露地野菜の農家数は減少しており、東川町全農家にしめる割合でみても漸減している。このことから、1985年以降、露地野菜の伸びは横這いかやや漸減傾向になっており、それ以降の粗生産額の伸びは施設野菜の伸びによるものが大きいといえる。

表1 東川町における野菜生産農家数・面積の推移 単位:戸,%a

年次	施設野菜		露地野菜			
	農家数	(割合)	面積	農家数	(割合)	面積
1970	4	0.4	7			6,400
1975	19	1.9	75	966	96.0	7,300
1980	93	10.0	418	870	94.0	16,400
1985	146	16.8	1,168	822	94.6	49,500
1990	170	22.1	1,823	688	89.4	49,000
1995	227	34.4	2,788	536	81.2	46,900

資料:農業センサス

註)施設野菜欄はビニールハウス所有農家数と面積を示した。

2) 水田土地利用の変化と特徴

東川町の転作率の増減傾向は全道と一致しているが、転作率の値は1970年代後半以降、全道よりおよそ10%低い水準で推移している。転作率は1976年をボトムとして1991年に至るまで、米の需給ギャップの拡がりを背景に増加してきたが、1988年以降米の持越在庫量が減少し、1992~94年の3年間、大幅な減反緩和が行われた。東川町においても、これに早く反応し大幅な水稻回帰がもたらされた結果、転作率は1994年には22%まで低下した。しかし1995年以後再び米の持越在庫量が増加し、転作再強化が行われている。この結果東川町の転作率は35% (1998年)まで再上昇している。

東川町の転作作物作付率の推移を示した図2から、生産調整政策開始以降の東川町の転作作物作付の特徴を指摘すると、第1に、飼料作物の作付が少ないことが挙げられる。東川町において酪農家がほとんど存在せず、飼料作物の需要が少ないことも一因であるが、これはいわゆる「捨て作り」的な飼料作物作付である。

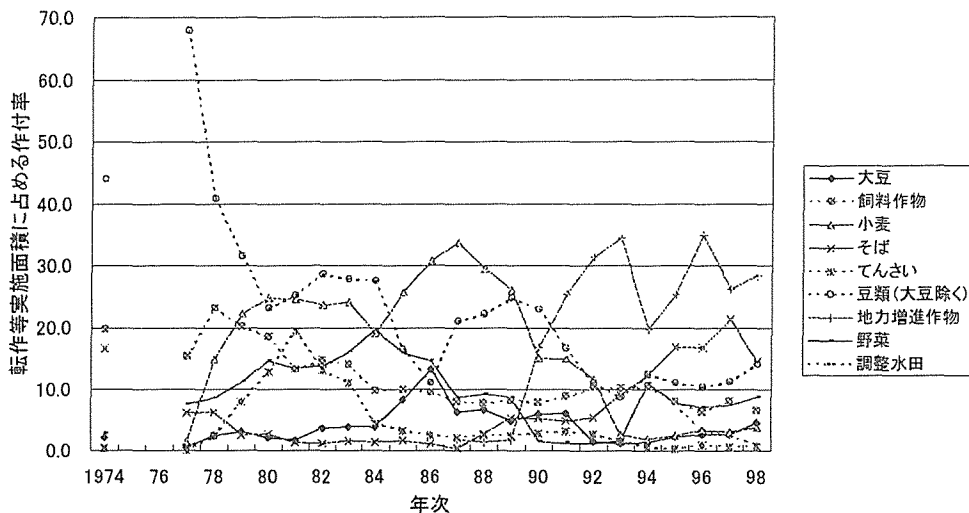


図2 東川町における転作作物作付率の推移

資料：北海道「北海道農業に関する資料」、「北海道農林統計年報市町村編」、「新生産調整推進対策実績の概要」、
「水田営農活性化対策実績の概要」、「水田営農確立対策実績の概要」、「水田利用再編対策実績の概要」、
「水田総合利用対策実績の概要」各年次版
注：1973年以前、75～76年については資料未入手のため空欄とした。

第2に、転作作物としての野菜の作付が早くから行われてきたことを指摘できる。東川町の野菜の作付率は、1977年から上昇し、1984年に20%のピークを形成している。しかしそれ以降は漸減する。これは、東川町農協の野菜振興の方向性が露地野菜から施設野菜へと転換されたことが大きいと考えられる（註3）。また、野菜に対する転作助成金額の減少もその一因をなしているであろう。

第3に、豆類、てんさい、小麦の一般畑作物の作付動向に特徴がみられる。東川町では1970年代豆類に偏った転作対応であったが、1970年代後半に豆類の作付率が低下し、これに代わる形で小麦、てんさい、そして上述の野菜の作付率が上昇する。この結果1980年にはこれら4品目の作付率が接近し、この時期、転作圃場における輪作体系が模索されたことが推測される。その後、てんさいは1984年の水田利用再編対策で特定作物から外れ助成金額が減少したことを受けて作付率が急落している。小麦は1980年後半から作付率が低下し、転作緩和以降ほとんど作付がみられなくなる。ただ、この一般畑作物作付減少のなかで豆類は一定の作付を保持している。豆類の作付は、露地野菜作付の関係で地力保持の視点から重視されてきたと考えられる。現在東川町の普及センターでは豆類作付による田畑輪換を推奨し農家に対して技術指導を行っており、豆類作付の保持にはその取り組みも反映されていると思われる。

第4に、これら一般畑作物の減少に代わる形で1990年代の地力増進作物、そば

の作付率の伸びを指摘できる。これらは粗放的・省力的な作物であり、その作付率の伸びは東川町における高齢化・担い手不足の進行と関係があると考えられる。

以上、生産調整政策開始以降現在までの変化をみながら東川町の転作作物作付の特徴をやや大雑把に捉えてきたが、次に、生産調整政策の変化が水田土地利用にどのような影響を与えるのか、具体的には1990年代を対象にして、1992年からの減反緩和期、1995年からの減反再強化という上からの大きな生産調整面積配分の変化要請が東川町の水田土地利用をどのように変化させたのかをみていく。

1991年の東川町の転作等実施面積は1,225haであったが、これが1994年には654haとおよそ半分強にまで減少した。まず、この減反緩和によって作付が大きく減少した作物についてみていく。1992年にその減少面積の約半分である300ha強が減少しているが、このときに大きく減少した作物は、大豆、小豆、小麦、てん菜などの一般畑作物であった。うち小麦、てん菜は1994年まで引き続き大きく減少し1991年の作付の10%以下にまで減少している。一方で豆類の93年、94年の作付減少は少なく、小豆の94年の作付は前年よりむしろ増加している。

一般畑作物以外の飼料作物、地力増進作物、そば、野菜は1992年に前年度からの作付が減少しているものの、前述した畑作物より減少率が小さい。飼料作物、そば、地力増進作物は粗放的な作物であり、野菜はこれに対して集約的な作物と考えられる。粗放的な作物の中では地力増進作物の作付面積が1994年に大きく減少しているが、これは地力増進作物の連作が転作作物として認められなくなったためである。このことが、1994年の野菜の面積の大幅な増加として現れていると考えられる（註4）。飼料作物、そばについては、飼料作物は1994年まで微減しているが、そばの作付は93年から増加方向に転換している。

1995年からの転作再強化によって転作等実施面積は1998年には1,026haに達している。前述の減反緩和によって大きく作付を減少させている一般畑作物についていえば、大豆、小豆がそれぞれ91年の作付の6～7割にまで作付面積を復活させているのに対して、小麦・てん菜の作付は微増に留まり、91年の作付の20～25%の水準に留まっている。

95年から転作補助金の対象として調整水田が認められている。この部分を含めて、粗放的な作物の作付は増加している。飼料作物の作付は94年からほとんど横這いであるが、そばの作付は増加を続け91年の約2.5倍にまで増加している。地力増進作物は94年の条件変更による大幅な減少は単年のものであり95年以降再び増加し、98年には91年の水準の9割にまで戻っている。

野菜の作付面積は減反再強化以降も横這いであったが、98年に前年比30%増程度の大きな増加があった。

3) 農地移動の特徴

東川町の農地移動の推移を表2に示した。農地移動件数、農地移動面積ともに、1975年以降減少傾向にあったが、1980年をボトムとして再び増加している。農地移動面積は1990年代には年に300haを超える年も何回か出現している。これは経営耕地面積に占める農地移動率でみると年8%を超える水準である。農地移動件数の増加はこれに対して緩慢である。このことから当然ではあるが、1件あたりの農地移動面積が増加しており、1990年代は農地移動1件あたり2~3haの移動量となっている。農地移動の売買・賃貸借の形態の特徴をみると、農地移動全体に占める賃貸借の比率は年々上昇している。1990年代においてはほぼ80%以上となっており、農地移動の形態が賃貸借形態に特化している地域であるといえる。また、表3によってストック量である借入農家数、経営耕地面積にしめる借地面積の比率（借地率）の変化をみると、フロー量だけではなくストック量も増加傾向にあることがいえる。減反緩和期、減反再強化期の農地移動の量、形態についてはそれぞれ際だった特徴を指摘することができない。また、東川町は全道の主な水稻作市町村の中でもっとも田の借地率が高い市町村である（註5）。東川町は、農地供給側の高齢在村離農が主体である、賃貸借が主体となっている地域であると考えられる。

実勢地価の動きを表に示した。実勢地価は1983年の860千円（中田価格：以下も同じ）をピークにして下落を続けており、1998年には320千円とピーク時の37%にまで大幅に下落している。標準小作料は1998年には上田2万4千円、中田2万円、下田1万5千円となっており（註6）、1998年の小作料の地価利回りを中田でみると、6.3%となっている。

表2 東川町の農地移動の推移 単位:件、a

年次	農地移動面積		うち貸借権設定			うち有償所有権移転		
	件数	面積	件数	面積	比率	件数	面積	比率
1975	63	100.4	18	36.8	36.7	45	63.6	63.3
1976	77	114.5	51	87.2	76.1	26	27.3	23.9
1977	56	79.5	32	44.0	55.3	24	35.5	44.7
1978	52	93.5	35	54.6	58.4	17	38.9	41.6
1979	39	55.6	21	31.1	56.0	18	24.5	44.0
1980	38	44.8	27	33.9	75.6	11	11.0	24.4
1981	40	56.9	25	35.6	62.5	15	21.3	37.5
1982	64	110.8	33	65.7	62.0	31	42.1	38.0
1983	55	108.5	34	69.7	64.2	21	38.8	35.8
1984	98	156.0	73	124.6	79.9	25	31.4	20.1
1985	82	127.7	52	76.5	59.9	30	51.2	40.1
1986	64	97.2	44	67.1	69.0	20	30.1	31.0
1987	89	150.3	69	117.8	78.4	20	32.5	21.6
1988	72	129.4	57	108.1	83.5	15	21.3	16.5
1989	84	135.1	71	115.4	85.4	13	19.7	14.6
1990	108	197.0	96	170.6	86.6	12	26.4	13.4
1991	61	110.0	50	94.3	85.7	11	15.7	14.3
1992	81	189.7	73	174.7	92.1	8	15.0	7.9
1993	146	356.3	131	324.7	91.1	15	31.6	8.9
1994	76	176.3	67	139.1	78.9	9	37.2	21.1
1995	117	321.8	107	292.1	90.8	10	29.7	9.2
1996	154	327.8	136	269.9	82.3	18	57.9	17.7
1997	107	184.7	97	165.8	89.8	10	18.9	10.2
1998	120	346.7	113	336.1	96.9	7	10.6	3.1

資料:「北海道農地年報」各年次版

年次	借入農家		経営耕地 面積	借入耕地		
	戸数	率		面積	面積率	
1986	855	107	12.5	3553	376	10.6
87	837	132	15.8	3577	383	10.7
88	819	151	18.4	3743	540	14.4
89	792	151	19.1	3681	523	14.2
90	770	164	21.3	3744	600	16.0
91	760	177	23.3	3739	665	17.8
92	741	174	23.5	3716	690	18.6
93	726	168	23.1	3629	655	18.0
94	705	177	25.1	3666	774	21.1
95	660	172	26.1	3667	814	22.2
96	646	158	24.5	3636	794	21.8
97	630	168	26.7	3603	853	23.7
98	599	175	29.2	3582	895	25.0

資料:90,95年は農業センサス、
その他の年は北海道農業基本調査

3. 水田土地利用の変化と規模拡大・縮小行動

ここでは、町役場の協力で得ることができたデータと1999年11月に東川町において行った集落悉皆調査のデータをもとにして農家の水田土地利用の変化と規模拡大・縮小行動の関係を分析していく(註7)。

1) 調査農家の水田土地利用変化

調査農家の水田土地利用の変化を表4, 5に示した。減反緩和期に入る直前のもっとも転作率が高かった1991年、また減反緩和期から再強化局面に入る直前でもっとも転作率が低かった1994年、そして現時点のデータとして1999年のデータを使用している。

まず、減反緩和局面での変化をみると、第1に小麦、てん菜を転作作物として作付する農家がほぼ消滅していることを指摘できる。小麦は減反緩和前の1991年においては、大規模層を中心に中・小規模層でも作付が行われていたが、1994年には、作付農家が1戸しか存在していない。てん菜については、1991年時点でも作付は大規模層の数戸に限られていたが、これも1994年には作付農家が1戸にまで減少している。

第2に、これと比較して、同じ一般畑作物である豆類を転作作物として作付する農家の減少が少ないこと指摘できる。1991年時点において、豆類を作付している農家の比率は90%を超えており、これは小麦、てん菜の作付農家率を大きく上回るものであった。小麦、てん菜を作付している農家も、同時に豆類を作付しているものがほとんどであった。1994年においても豆類の作付農家は25戸存在している。東川町全体についての転作対応の特徴の箇所でも触れたが、東川町において豆類が主要な転作作物としての位置づけを持っていることが分かる。

第3に、粗放的作物と野菜の作付変化をみると、地力増進作物の作付農家の大

幅な減少と野菜作付農家の増加が指摘できる。これは前にも触れたようにこの1994年から地力増進作物の連作が転作助成金の対象外となったことが一因であると考えられる。1991年と比較して1994年に野菜の作付農家が増えているが、これは地力増進作物をすき込んだ後に野菜を作付する形態の転作対応が、1991年時点では地力増進作物の転作対応として把握されていたものが1994年には上述の理由によって野菜の転作対応として把握されているものと考えられる(註8)。したがって、この時点では野菜の実質的な作付農家数はこの表で把握されるほどは増えていないと考えられる。その他の粗放的作物についてみると、そばについては、1991年に作付していた農家3戸は1994年にすべてそばの作付を行っていない。新たに1戸が作付しているが、この農家は1991年の地力増進作物の面積の多さから推測して、上述の地力増進作物に対する転作奨励金条件の変更による対応であると考えられる。飼料作物は、1991年の作付農家4戸中、1994年には2戸が離農しており、残り2戸が同面積もしくはそれ以上の飼料作物の作付を行っている。そのうち1戸は水稲作付を行わず全面積で飼料作物による転作を行っている農家である。

第4に、1994年時点で他用途米のみの転作対応になっている農家も多い。これら他用途米のみの転作対応を行っている農家は中規模以下層に存在しており、大規模層には存在していない。

減反再強化局面での変化は、第1に、豆類作付農家の大幅な復活である。1999年のA～C、E集落では、農家のほぼ90%以上が再び作付を行っており、作付農家率は1991年の水準に戻っているように見受けられる。ただし、D集落では作付が復活していない。これら豆類の農作業について、中小規模層では外部に部分委託もしくは全委託している農家がほとんどである。

第2に、これと比較して、小麦、てん菜の作付農家は復活していない。1999年のこれら作物の作付農家率は1991年の水準にはほど遠い。小麦は1999年に2戸の農家で作付されているが、これら2戸はいずれも町外の農家、町外の農協に小麦の農作業を委託しており、特殊な形態で作付を行っている。てん菜は1999年にはこれら5集落のなかで作付している農家が存在していない。B集落の最大規模の農家で豆類とてん菜の輪作対応をしている(1999年には作付があったが1999年はたまたま作付が生じていない)という聞き取りがあったが、いずれにせよ、小麦、てん菜はマイナーな転作対応となったといえる。

第3に、粗放的作物と野菜の作付変化をみると、まずそば、飼料作物の作付に特徴がみられる。まず指摘できる点は、1999年には飼料作物が大規模層で主に作付されていることである。1991年から引き続いての全転作農家1戸を除けば、大規模層で作付されている。そばの作付も同じく大規模層を中心としているといえ

るが、豆類の対応が少なかったD集落では、小規模層でも作付されている。このことは、大規模層においても、小規模層においても転作の粗放化対応が行われていることを示唆する。前者は稲作を中心とする基幹作物に専念するための対応であると考えられ、後者は兼業、高齢化による労働力の脆弱化に対する対応であると考えられる。1999年の地力増進作物の作付農家は、1994年よりは増加しており、その分布は全階層的である。地力増進作物の転作対応は、指摘したように実質的に野菜の裏作として現れている部分もあるが、粗放化対応として特徴的なものとして減反再強化以降、そばと地力増進作物の交互作という転作対応が小規模層で見られている。しかしこのような粗放化対応を行う農家がある一方で、逆に転作作物として野菜を作付している農家は増加している。

2) 水田土地利用の変化と規模拡大・縮小行動

ここでは調査農家の水稲作付可能面積を経営面積とみなし(註9)、この変化から規模拡大、縮小をみていくことにする(註10)。

まず、1991年から1994年の減反緩和期に拡大を行った農家はA～E集落で合計21戸存在している。これら拡大農家のほとんどは1991年時点でも経営面積を4ha以上は持っており、規模拡大によって経営面積を6ha以上にまで増加させている。これら規模拡大農家の転作対応についてみると、当然ながらこれらの農家は転作率を大幅に減少させ、水稲作付面積を増加させている。これらの農家は、減反緩和に積極的に反応し、水稲作付面積拡大のために積極的に農地を取得したのである。ただし例外の農家も存在する。C2農家はこの間約250aの水田の借り入れを行っているが、当農家の聞き取りでは地目を畑と回答しており、ニンジン、カボチャなどの野菜を作付している。野菜の作付面積を増やした農家は他に3戸存在しているが、転作対応としての野菜導入に関する積極的な聞き取りは得られていない。

一方でこの間に縮小・離農を行った農家はA～E集落で12戸存在している。うち離農は10戸である。これらの10戸の離農農家は、1991年時点でほぼ3ha以下と小規模であった。他の農家で受託を前提とした豆類の転作対応が一部行われていたことから、吉川[4]でとりあげられた深川市の事例のように転作作物の作業受託組織の崩壊がこれらの農家の離農原因ではなく(註11)、別の原因であろうかと考えられる。それは高齢化・後継ぎ不在といった労働力の要因が大きいと考えられる。1991年の転作対応が転作率100%かそれに近い値となっている農家についてみれば、飼料作物、地力増進作物、そばのような粗放的作物による転作対応となっており、労働力不足による離農予備軍としてのサインをこのような水田土地利用が如実に表しているといえる。離農に至らず、規模縮小に留まった

農家のうち1戸（E17農家）についても、1991年の転作率は100%となっており小麦、豆類で対応している。当農家の調査は未了であるが、おそらく作業委託による対応になっていたのではないかと推測される。

1994年から1999年の減反再強化期に拡大を行った農家はA～E集落で合計14戸存在している。これは、減反緩和期に拡大を行った農家数より少ない。転作再強化期の規模拡大は、当然ながら転作作物の作付をも増やすことを前提としている。ここで特徴的な転作対応として生じているのは転作を消化するための農地拡大である。B1農家の事例を例に挙げると、1994年から1999年までの間に1,463aもの規模拡大をしているが、うち484aは町外の圃場である。この圃場は、親戚から借り入れた圃場であり、さらにその圃場の農作業をその親戚に転作作物を作るということに限定して委託している。転作作物の農作業委託だけではなく転作作物用の圃場までを外部化しているのである。また、E3農家の事例では、1994年から1999年までの間に603aの規模拡大をしているが、これらは全て親戚（分家）からの借入であり、このうち山側の圃場166a（トラクターで30分ほどかかる距離）を転作専用の圃場として借り入れ、地力増進作物（えん麦）とそばの交互作、飼料作物の粗放的な作付を行っている。

このように相対的に劣等地（位置的、地力的なものを両方含めて）である農地を取得した場合は、地力増進作物、飼料作物、そばのような粗放的な作物が作付られ、転作圃場としての固定的な使用がされる傾向にある。これは、相対的に劣等地であることによる地代負担の小ささがそれを可能にすると考えられる。そのような対応をする農家がいる一方で、規模拡大に対して転作対応として豆類の作付を増やす対応も広範にみられる。これは特に野菜作付を行っている中規模層の規模拡大においてみられる対応であるが、豆類の作付によって転作面積を消化し、その農作業を外部に委託する形で労働力に対する対応がとられている。豆類の作付は、劣等地でない通常の農地を取得する際にはできるだけ高い土地収益性を確保し、規模拡大によって増えた農地から生ずる地代負担を消化する行動に基づいて行われているものと考えられる。

転作再強化期に規模を縮小・離農した農家は14戸存在している。うち離農した農家は5戸であり、転作緩和期と比べて離農農家よりも規模を縮小した農家の割合の方が多くなっている。

離農農家を見ると、1994年時点での転作率が高い農家と低い農家に分かれる。転作率の低い農家は小規模であり、おそらく高齢化・兼業深化など労働力不足から保有労働力でできる範囲の水稻作付か、委託等に頼った水稻作付であったと考えられる。転作率の高い農家は、減反緩和においても転作率の高い特殊な農家であり、上と同じ理由から転作作物を外部に委託していたと考えられる。

転作再強化期に規模を縮小した農家については、9戸中5戸に農家調査を行うことができた。これらの農家で野菜の作付を行っている農家は5戸中4戸であり、米よりも相対的に野菜に力を入れるための規模縮小が行われていることが示唆される。B9農家では具体的にその内容が聞き取られた。またこの野菜作重点化の動きは同時に労働力の脆弱化と表裏一体のものであり、高齢化・兼業深化した労働力の少ない農家の対応であることを付け加えておく。

4. おわりに

本稿の課題は、生産調整政策の減反割り当ての変更による農家の水田土地利用の変化を、1992年から1994年までの減反緩和期と1995年以降の減反再強化期を対象にして明らかにし、さらにその水田土地利用の変化が、農家の規模拡大・縮小行動とどのような関係となって現れているかを明らかにすることであった。

東川町においては豆類が主要な転作作物としての地位を占めており、1991年においてもほとんどの農家で作付されていた。豆類作付に加える形で小麦、てん菜を作付している農家もみられたが、1992年からの減反緩和によって転作作物の作付傾向が変化している。小麦・てん菜作付がほぼ消滅し、豆類作付が半減したが、粗放的作物と野菜の減少はそれほど大きくなかった。このとき拡大した農家は、転作緩和に反応し水稻作付面積を拡大させることを狙いとしたものがほとんどと考えられるが、一部農家で野菜の作付増加のための拡大行動もみられた。転作緩和局面において縮小農家は1991年において転作率が高い農家が多く、それが粗放的作物を中心とした作付けとして現れており、このような転作対応がいわば将来的な農地供給意向、離農予備軍のサインを示すものと考えられる。

また減反再強化期においては、豆類の作付が減反緩和前の水準に順調に回復する一方で、てん菜、小麦の作付がほとんど回復していない。減反緩和期に規模を拡大する農家は、転作面積も増加することを前提に規模拡大を行うことになるが、この対応としてまず転作固定圃場として相対的に劣等地取得を行い地代を節減し、低地代に見合った粗放的な作物を作付ける対応がみられた。この対応は労働力の配分重点を、経営耕地の中で相対的に優等地である圃場に作付している地代負担力の高い水稻作や野菜作に投入する対応である。また、そのような相対的劣等地を取得するのではなく、普通の地代の農地を取得する場合には、その地代に相当する収益をあげるために、豆類の作付によって転作面積を消化し、その農作業を外部に委託する形で労働力に対する対応がとられている。これは主に野菜作付を行っている中規模層の規模拡大においてみられる対応であった。また、この時期

の規模縮小農家については、野菜作に重点を置くための規模縮小もみられた。これは米価下落による稲作収益性の低下への対応としての要因もあろうが、一方で米と野菜の複合経営が中規模層に広範に存在している東川町においては、むしろ高齢化・兼業深化による労働力の脆弱化が主要因として指摘できるだろう。

(註)

(註1) 北海道農業基本調査 1998 年の数値。

(註2) 東川町の 1999 年の経営主の平均年齢は 58.7 才であり、60 歳以上の経営主が 49.3%と約半数を占めている。後継ぎ不在農家は 53.0%、後継者がいても、農業を継がせたくない農家が 21.3%を占めている。山内他[1]、p2,p6 参照。

(註3) 新田[2]論文を参照のこと。

(註4) 野菜作付をメインとする圃場でも、1 年の間でその作付前に地力増進作物を作付てすき込み、地力増進作物として把握されていたものが多いと考えられる。野菜は転作作物の区分が特例作物であり、転作助成金の額が大幅に小さいことがその要因と考えられる。

(註5) 芦田[3]p.25 の表 3-1 を参照。

(註6) 1999 年から、上田 2 万円、中田 1 万 7 千円、下田 1 万 2 千円と改訂されている。

(註7) 集落悉皆調査の対象とした集落は A～E の 5 集落であり、A 集落 11 戸(17 戸)、B 集落 8 戸(10 戸)、C 集落 7 戸(9 戸)、D 集落 6 戸(12 戸)、E 集落 11 戸(15 戸)(カッコ内は 1999 年時点で役場の生産調整関係資料に記載されていた農家数)の合計 43 戸(63 戸)に調査を行うことができた。また、1991 年時点で役場の生産調整関係資料に記載されていた農家数は、A 集落 18 戸、B 集落 12 戸、C 集落 15 戸、D 集落 17 戸、E 集落 19 戸の合計 81 戸であり、減反緩和期、再強化期の転作対応、規模拡大・縮小の関係を分析をするに当たってこれらの農家も分析の対象としている。

(註8) 註4を参照。

(註9) 役場の生産調整関係の資料の水稲作付可能面積を経営面積とみなしている。したがって、転換畑ではない純粋な畑の面積はこの経営面積の中には算入されていない。

(註10) 再測定による農地減少、拡大の混入を防ぐため、以下では 10a 以上の変化を規模拡大、縮小と見なしている。

(註11) 吉川[4]p.83 参照。

引用文献

- [1]山内哲人他『東川町全農業者調査集計調査報告書』、(社)地域農業研究所、1999
- [2]新田義修「野菜生産の動機付けに関する予備的考察」、『農業経営研究』第26号(本号)、2000
- [3]芦田敏文「農地移動における経済合理性と賃貸借展開の要因に関する研究」、北海道大学修士論文、1999
- [4]吉川好文「深川市メム・イチャン地区における農地移動の実態分析」、『北海道農業』No.20、1996